

令和 6 年 1 1 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

長野県安曇野市農業委員会

令和 6 年 1 1 月 安曇野市農業委員会定例総会

○招集年月日 令和 6 年 1 1 月 2 9 日

○会議の日時 令和 6 年 1 1 月 2 9 日 午後 1 時 3 0 分

○招集の場所 安曇野市役所 共用会議室 3 0 7

○出席委員（2 3 名）

1 番	渡 辺 由 枝 君	2 番	中 島 博 幸 君
3 番	山 田 稔 君	5 番	堀 内 伸 一 君
6 番	高 山 万 寿 君	7 番	加 島 美智代 君
8 番	藤 岡 喜美夫 君	9 番	齋 藤 岳 雄 君
1 0 番	二 木 寿 夫 君	1 1 番	平 林 明 美 君
1 2 番	三 枝 守 和 君	1 3 番	細 萱 美 嗣 君
1 4 番	降 籬 治 喜 君	1 5 番	中 村 正 君
1 6 番	小 林 正 君	1 7 番	一 志 寛 君
1 8 番	中 野 隆 洋 君	1 9 番	平 林 平 君
2 0 番	丸 山 新 悟 君	2 1 番	望 月 慎 二 君
2 2 番	請 地 康 仁 君	2 3 番	丸 山 隆 也 君
2 4 番	佐 原 悦 司 君		

○欠席委員（0 名）

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	北 條 敦 君	事務局長	森 和 哉 君
事務局員	沖 和 義 君	事務局員	飯 田 佳 乃 君

午後 1 時 3 0 分 開会

○事務局（北條 敦君） 続きまして、会長からのご挨拶をお願いいたします。

○会長（佐原悦司君） 皆さん、こんにちは。

出がけにニュースを見ておりますと、もう白馬では15センチの積雪ということで、もうじきこっちへ白いものが来るかなと思います。安曇野市の農業の関係も、大分収穫が済み、リンゴや大豆、また野沢菜や大根、白菜等々も収穫が済んだということでございますが、先ほど三郷の小林委員さんに聞きますと、リンゴが大分、今年は割れて、計画の収量分は集まらないんじゃないかというようなことで、大変危惧されておるようです。

さて、先般11月21日には第9回の長野県農業委員大会にご参加いただきまして誠にありがとうございました。記念講演やら、またあと70周年の創立記念パーティーという中の講演会

の中で、ふだんお目にかからない国会議員の皆さんが大勢参加していただきました。また、ご挨拶の中で全農の神農会長や、また全国農業会議の國井会長がお見えになってご挨拶をいただいたということで、大変感激しているところでございます。

さて、その中で、皆さんも持っていると思いますけれども、先般行われました農業委員会会議の決議案のところでございますが、ここで大事なところが1点載っておりますので、ちょっと読ませていただきますが、農地の不適正利用防止についてということでございます。農地法の改正に伴い、農地を取得する際の下限面積が撤廃されました。これは昨年の4月からでございますが、農業経営の厳しい者が安易に農地を取得し、不適切な管理による農地周辺への悪影響や、また短期間で耕作が放棄されるなどのことが懸念されると。要するに、農地を取得しても農業できないからすぐ手放してしまうというようなことが懸念されると。また、投資目的で農地を取得し、耕作を行わずに短期間で宅地に転用する、いわゆる転売パイヤーなどがいるようなことが懸念されるということでございます。これらのことについては、各地域委員会でしっかり検討していただきまして、この農業委員会でも可決、否決をするわけでございますが、こういったものがこれからも当然、安曇野市、長野県下、また日本中、出てくるかと思えます。どうか地元の皆さんで適切な協議をしていただき、このふくよかなる、豊穡なる安曇野のこの大地を守っていきたいと思いますので、どうぞご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日もしろいろ申請がございますが、十分なるご検討をいただきながら審議していただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○事務局（北條 敦君） ありがとうございます。

続いて、農業委員会憲章の唱和を行います。議案集表紙裏をご覧ください。

本日は、5番、堀内伸一委員の先唱にてお願いします。

皆様、それではご起立ください。

（唱 和）

○事務局（北條 敦君） ご着席ください。

それでは、安曇野市農業委員会会議規則第3条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、議長を務めますので、よろしくお願いいたします。

本総会でございますが、現在の出席者が23名で過半数に達しておりますので、農業委員会法律第27条3項によりまして本会は成立いたします。

また、この議会は個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例及び同施行規則に基づきまして、発言は十分にご配慮を願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） 次に、議事録署名委員の任命をいたします。

農業委員会の会則第19条の規定により、議長より指名をいたしますので、よろしくお願いいたします。

9番、齋藤岳雄委員、10番、二木寿夫委員の2名にお願いをいたします。

なお、農業委員会に関する法律第30条の規定により、総会の会議の議事は出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは会長の決といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） 事務局にお伺いします。

本日の傍聴人はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（森 和哉君） ありません。

○議長（佐原悦司君） 分かりました。ありがとうございました。

それでは、議事に入る前に、事務局より議事を訂正するという事で、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 議案集14ページから24ページの議案第6号 農用地利用集積計画審議利用権設定について、利用権を設定する土地の地目の一部に、本来、田であるべきところを畑とするなどの誤りがあったため、設定件数、期間別設定面積及び地目の箇所を訂正させていただきたく、申し訳ございませんが、本日お配りしたものに差し替えをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

事務局より説明がございました。第6号議案、お手元に配付されたものに差し替えをよろしくお願いいたします。

声は通るでしょうかね、いいですか。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第1号 農地法第3条許可申請審議を上程いたします。

60番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 議案集の1ページをお願いします。申請地は豊科地域の2筆で、登記地目は田及び畑、面積が計484㎡です。受人の経営面積は2,208㎡、渡人の経営面積が484㎡で、受人は農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えています。位置等につきましては、別冊資料の1ページでご確認ください。

委員番号13番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員による説明をお願いいたします。

○13番（細萱美嗣君） 委員番号13番、細萱です。申請番号60の申請事由について説明しま

す。

渡人は、申請地が自宅から遠く、管理が困難なので、申請地を譲渡することとした。受人は、自宅すぐ近くの申請地を購入し、営農したいとの理由です。ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの案件につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきましては、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、61番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で登記地目は田、面積が331㎡です。受人の経営面積は640㎡、渡人の経営面積は331㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。位置等につきましては、別冊資料の2ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。申請番号61番の説明をいたします。

申請事由、渡人は、県外に居住しており、受人から申請地を譲ってほしい旨の申出があり、譲渡することとした。受人は、規模拡大による農地集積をしたい。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、62番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、登記地目は畑、面積が142㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が1万6,007㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。位置等につきましては別冊資料の3ページでご確認ください。

委員番号24番、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして申請事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって、事務局より、申請番号62番について説明をします。

申請事由は、渡人は、高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、申請地を譲り受け、移住し、家庭菜園を行いたいということであります。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの案件につきまして、これより審議に移ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数ということで、許可といたします。

続きまして、63番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 2ページをお願いします。申請地は穂高地域の18筆で、登記地目は田、面積が計1万8,350㎡です。受人の経営面積は4,452㎡、渡人の経営面積は2万1,853㎡です。請人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。位置等につきましては別冊資料の4ページでご確認ください。

委員番号15番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○15番（中村 正君） 15番、中村です。申請番号63番を説明いたします。

申請事由、渡人は、高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、申請地で飼料用コーンの作付を行いたい。ご審議のほど、お願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、64番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 3ページをお願いします。申請地は明科地域の15筆で、登記地目は田及び畑、面積計4,404㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が5,492㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。位置等につきましては、別冊資料の5ページ、6ページでご確認ください。

委員番号5番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。申請番号64番について説明を申し上げます。

申請事由ですが、渡人は、高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい、また、受人は、申請地が購入住宅に隣接しており、耕作地及び牧草地として好条件のため購入したいということであります。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 今まで耕作していない方がいきなり4,000㎡ということですがけれども、よろしいでしょうか。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

この方は旧四賀村といいますか、今の松本市四賀ですかね、というところで少量多品目のいわゆる有機栽培等をやっておられる方で、これまでもそっちのほうで養鶏とか養蜂等の経験もありまして、今度たまたま、知り合いになるんですが、この方がこの住宅を別のところに求めたいということで、空き家になるものですから、そこでいわゆる田舎の自然農法的なことをやりたいということで、牧草地についても、例えばヤギでありますとか鶏等を飼って

ということで、自然農法に取り組みたいということで、新規就農ではありますが、そういったことで少量多品目の有機栽培等の経験はあるということで、機械についても、それまでの所有者の方から譲り受けたり、もう一つは10馬力程度の農業機械を購入して進めていきたいということのようであります。現在地は若干、鳥獣害被害の多い地域ではありますが、既に電気防護柵等を設置されている農地もありますので、そういうことであれば取り組んでいただけるのではないかとこのように考えています。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいま堀内委員により丁寧な説明をいただきました。説明につきましてご意見、ご質問等ございましたら。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により評価いたします。

続きまして、65番案件につきまして、事務局の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 4ページをお願いします。申請地は明科地域の2筆で、登記地目は田、面積計478㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積は478㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。位置等につきましては、別冊資料の7ページでご確認ください。

委員番号22番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○22番（請地康仁君） 22番、請地です。65番案件についてご説明申し上げます。

申請事由ですけれども、渡人は、高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したいとのことです。また、受人は、空き家を譲り受けることになり、隣接する申請地でも野菜等を作り、農業経営をしたいとのことです。

以上、ご審議よろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。
賛成多数により許可といたします。

議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第2号 農地法4条許可申請審議を上程いたします。

35番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 5ページをお願いします。申請地は穂高地域で、第3種農地です。登記地目は畑、面積が690㎡です。申請内容は共同住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の9ページ、10ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。申請番号35番の説明をいたします。

転用事由ですけれども、申請人は、申請地の利便性がよく、利用が見込めるため、共同住宅を建築したい。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、36番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が227㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の11ページ、12ページでご確認ください。

委員番号20番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○20番（丸山新悟君） 委員番号20番、丸山です。申請番号36番についてご説明申し上げます。

転用事由でございますが、申請人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく、農地転用追認申請を行いたいということです。よろしくご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第3号 農地法5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議に移ります。

12番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 6ページをお願いします。申請地は豊科地域で第1種農地です。登記地目は田、面積が277㎡、申請内容は、

住宅で許可になっているところを、当初計画者から継承者に変更するものです。位置等につきましては別冊資料の13ページ、14ページでご確認ください。

委員番号13番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員による説明をお願いいたします。

○13番（細萱美嗣君） 委員番号13の細萱です。申請番号12の転用事由を申し上げます。

渡人は、申請地に義母のために住宅を建築予定だったが、義母の体調不良もあり建築を断念したことから、申請者を受人に変更したい。

以上です。ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、13番案件ですが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定によりまして、議員番号14番、降旗治喜委員につきましては、一時退席をお願いいたします。

(14番 降旗治喜君 退席)

○議長(佐原悦司君) それでは、13番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は豊科地域の4筆で、農振農用地です。登記地目は田、面積が計1万4,916㎡、申請内容は[REDACTED]砂利採取(許可日から1年間)で許可になっていたものを、2か月間期間延長するものです。位置等につきましては、別冊資料の15ページでご確認ください。

委員番号14番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして転用事由について説明をお願いします。

○事務局(沖 和義君) 委員番号14番、降旗委員に代わって事務局より説明します。

借人は、申請地の埋め土に使用する土砂がダムの大規模な落石のため土の一部が確保できなくなったことから、一時転用の期間を延長したい。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

いいですか。ダムってどこのダムのことを。

○事務局(沖 和義君) 事務局より説明します。こちらは高瀬ダムの関係になります。今年の3月に発生した高瀬ダムの大規模な落石の影響で、土砂が確保できなくなったということです。

説明は以上となります。

○議長(佐原悦司君) 2か月延長すればどうにかなるの。

○事務局(沖 和義君) ダムの復旧の関係で、2か月あれば間に合うということです。

○議長(佐原悦司君) 皆さんのほうでご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

それでは、降旗委員は会場にお戻りいただきます。

(14番 降旗治喜君 復席)

○議長(佐原悦司君) 賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、14番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 7ページをお願いします。申請地は穂高地域の4筆で、農振農用地です。登記地目は田、面積が計6,413㎡、申請内容は、

砂利採取(許可日から1年間)で許可になっていたものを、4か月間期間延長するものです。位置等につきましては、別冊資料の16ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○3番(山田 稔君) 委員番号3番、山田です。申請番号14番の説明をいたします。

転用事由は、借人は、運搬車両の確保困難等により埋め戻しに遅れが生じているため、一時転用の期間を延長したいそうでございます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

山田委員のほうから補足説明がございましたら、お願いします。よろしいですか。

よろしいですかね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、15番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域で、第2種農地です。登記地目は田、面積が651㎡、申請内容は、住宅・倉庫で許可になっていたものを、当初計画者から継承者が住宅に変更するものです。位置等につきましては別冊資料の17ページ、18ページでご確認ください。

委員番号15番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員による説明をお願いします。

○15番（中村 正君） 15番、中村です。申請番号15に対してお伝えします。

転用事由、渡人は過去に住宅を建てる目的で転用許可を受けたが、事情が変わり、今回の受人が申請地を譲り受け、住宅を建てたいとのことです。審議のほど、お願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして16番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が計536.4㎡、申請内容は[REDACTED]住宅で許可になっていたものを、当初計画者から継承者に変更するものです。位置等につきましては、別冊資料の19ページ、20ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって、事務局より申請番号16番について説明します。

転用事由は、渡人は過去に住宅を建てる目的で転用許可を受けたが、事情が変わり、今回の受人が申請地を譲り受け、住宅を建てたいということであります。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第4号 農地法第5条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第4号 農地法5条許可申請審議を上程いたします。

122番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 8ページをお願いします。申請地は豊科地域で、第1種農地です。

登記地目は田、面積が277㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の21ページ、22ページでご確認ください。

委員番号13番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員による説明をお願いいたします。

○13番（細萱美嗣君） 13番、細萱です。申請番号122の事由を説明いたします。

転用事由は、受人は、現在借家に居住しているが、手狭になったため、利便性のよい申請地に住宅を建築したいということです。前に変更になったものと同じ土地です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして123番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が763㎡です。申請内容は敷地拡張（店舗駐車場）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の23ページ、24ページでご確認ください。

委員番号11番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○11番（平林明美君） 委員番号11番、平林です。申請番号123番について説明いたします。
転用事由は、借人は、申請地にお客様の安全確保と利便性向上のため、新たな駐車スペースを確保したいということです。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして124番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が985㎡です。申請内容は特定建築条件付土地（3区画）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては別冊資料の25ページ、26ページでご確認ください。

委員番号11番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員の説明をお願いいたします。

○11番（平林明美君） 委員番号11番、平林です。申請番号124番についてご説明いたします。転用事由は、受人は、申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、特定建築条件付土地として販売したいということです。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして125番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 9ページをお願いします。申請地は穂高地域で、農振農用地です。

登記地目は田、面積が487㎡です。申請内容は資材置場（一時転用）許可日から令和8年1月30日まで、立地基準、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては別冊資料の27ページ、28ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして転用事由の説明をお願いします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって事務局より申請番号125番について説明いたします。

転用事由は、借人は、申請地をポンプ場建設土木工事に伴う仮設休憩所、資材置場として使用したいということであります。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして126番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が250㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては別冊資料の29ページ、30ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして転用事由の説明をお願いします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって事務局より申請番号126番について説明いたします。

転用事由は、借人は、現在借家に居住しているが、手狭になったため、申請地に住宅を建築したいということであります。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして127番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域で、第2種農地です。登記地目は田、面積が651㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の31ページ、32ページでご確認ください。

委員番号15番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○15番(中村 正君) 15番、中村です。申請番号127、説明いたします。

転用事由、受人は、現在借家に居住しているが、手狭になったため、利便性のよい申請地に住宅を建築したいとのことです。審議のほど、お願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして128番案件につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 10ページをお願いします。申請地は穂高地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が計536.4㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の33ページ、34ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして転用事由の説明をお願いします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって事務局より申請番号128番について説明いたします。

転用事由は、受人は、現在自宅に居住しているが、手狭になったため、家庭菜園もできる申請地に住宅を建築したいということであります。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして129番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域の4筆で、第2種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計3,002㎡です。申請内容は特定建築条件付土地（9区画）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の35ページ、36ページでご確認ください。

委員番号2番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○2番（中島博幸君） 委員番号2番、中島です。申請番号129番について説明いたします。

転用事由、受人は、申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、特定建築条件付土地として販売したいということです。ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

中島委員、3,000㎡を超えている状況の中で転用ですけれども、三郷の地域委員会では何か御意見出ましたでしょうか。

○2番（中島博幸君） 2番、中島です。

この土地は確かに住宅地の中に残ってしまった農地ということで、進入路が非常に狭いんですね。黄色い部分で、4m、本当に住宅地の中にぽつんと残ってしまった、結構大きな土地なんですけれども、ただ、火事とかになったとき、この住宅の配置が、もしも何かそうい

う事故があった場合には、緊急車両等が入っていくのにちょっと支障を来すんじゃないかという意見はございました。それについて、やっぱり市のほうで配置図とかについて、何かもうちょっと考慮ができたらいんじゃないかなという意見はありました。だから、土地を一番広く取るための道路しか作っていないから、そういうことじゃなくて、もうちょっと緊急時における道路の在り方を考えてほしいということで、そういう意見もありました。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局のほうで、そのような意見があったということをまた関係部署には説明をお願いをいたしますが、何かよろしいですか。

○事務局（森 和哉君） 本案件につきましては、都市計画法の許可を取ります。都市計画法の許可を取る前にですけれども、市の開発関係部局、道路部局等と協議の上、通り抜けない道路として設計を今回されております。また、幅員も開発の許可基準の6 m以上を確保しておりまして、そういった中で道路部局と開発事業者において協議をした上で、市がこの計画において同意した案件になっております。今回につきましては、行き止まりでなく、通り抜けて、また元に戻るといようなコースをたどっていることから、市も問題ないものとして同意している案件になっておりますので、御承知おきお願いいたします。

○2番（中島博幸君） この後出てくる案件についても同じようなことがあったもので、そういう、開発業者がどうしても、なるべく建売の土地の広さを大きくしたいということで、道路をなるべく小さくということを考えている。そっちが一番になっていて、その後のことを考えながら都市計画のほうでもうちょっと考えてくれればなど。ただ、農地転用すること自体は全然問題ないということですね。もう住宅地の中に残ってしまったこういう土地が、もっと早くにこういうところをならせば、こんなことにならなかったんじゃないかという意見もありました。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの三郷地域長の説明につきまして、ほかにご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、審議に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、130番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域の2筆で、第2種農地です。登記地目は田、面積が計1,833㎡です。申請内容は特定建築条件付土地（9区画）で、立地基準等、許可要件に

照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の37ページ、38ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 委員番号6番、高山です。申請番号130番について説明いたします。

転用事由、受人は、申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、特定建築条件付土地として販売したいと。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして131番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 11ページをお願いします。申請地は三郷地域の3筆で、第2種農地です。登記地目は田、面積が計1,700㎡です。申請内容は特定建築条件付土地（7区画）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の39ページ、40ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。申請番号131番について説明します。

転用事由、受人は、申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、特定建築条件付土地として販売したい。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○2番（中島博幸君） 三郷地域長の中島です。

さっき言われたように、この区画の割り振りなんですけれども、これだと左側の奥のうち

が何かあった場合には、もう出られなくなってしまうということで、さっきも言ったように、区画の割り振りについて、もうちょっと何とかならないかという、転用自体は問題ないですけども、この区画の割り振りについては、やっぱり何かあったときに、奥のほうの3軒はちょっと逃げるときに大変じゃないかという、そういう意見がありました。もう前のほうにしか道がないから。区画の配置について、もうちょっと考慮が、都市計画のほうで何かそういう意見を出してもらえばいいんじゃないかなということが出ましたけれども、後のことも考えて。これは一番利益のためにはこうなってしまうだろうけれども、後で何かあったときにいろいろ問題に、市のほうでもどうかなあと。

○議長（佐原悦司君） 住宅の配置問題だね。こういう意見もあったということで、お願いをいたします。そうは言っても、129、130、131と、三郷地区では大変な住宅地ラッシュで、大丈夫かね。

○2番（中島博幸君） 売る人もいるし、需要もある。

○議長（佐原悦司君） 建てば建つだけ売れるということだよ、これだけ申請があるということ。

○2番（中島博幸君） 広告出す前にはもう半分くらい売れているような。

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、132番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域の2筆で、農振農用地です。登記地目は田、面積が計7,070㎡です。申請内容は砂利採取（一時転用）許可日から1年間で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。位置等につきましては、別冊資料の41ページ、42ページでご確認ください。

委員番号9番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○9番（齋藤岳雄君） 9番、齋藤です。申請番号132番について説明します。

借人は、河川からの骨材の原材料確保困難で、陸砂利からの採取に依存せざるを得ない状況のため、申請地を借り受け、砂利採取を行いたいということであります。審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

広い面積だね、7,000㎡。

○9番（齋藤岳雄君） ちょうどこの上の2枚も今、陸砂利を取っている現状でありまして、その続きということで、採取したいということですね。

○議長（佐原悦司君） ご意見、ご質問、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第5号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第5号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）につきまして上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 12ページをお願いします。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について、安曇野市長から決定を求められておりますので、ご説明いたします。

整理番号53番です。権利を移転する土地は、豊科地域の7筆で、登記地目は田、面積は計1万1,098㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年12月20日、法律関係は売買です。位置等につきましては、別冊資料の43ページでご確認ください。

続いて、整理番号54番です。権利の移転をする土地は、穂高地域の4筆で、登記地目は田、面積は計3,535㎡、目的は水稻、移転・引渡しの時期ともに令和6年12月16日、法律関係は売買です。位置等につきましては、別冊資料の44ページでご確認ください。

続いて、13ページをお願いします。整理番号55番です。権利の移転をする土地は、三郷地域の2筆で、登記地目は畑、面積が計6,120㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年12月20日、法律関係は売買です。位置等につきましては、別冊資料の45ページでご確認ください。

続いて、整理番号56番です。権利の移転をする土地は、三郷地域で、登記地目は田、面積は2,725㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年12月20日、法律関係は売買です。位置等につきましては、別冊資料の46ページでご確認ください。

続いて、整理番号57番です。権利の移転をする土地は、三郷地域の2筆で、登記地目は畑、面積は計5,443㎡、目的はブドウ、移転・引渡しの時期ともに令和6年12月16日、法律関係は売買です。位置等につきましては別冊資料の47ページでご確認ください。

以上、5件ですが、全ての案件について、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 53番、購入する土地と経営者の経営面積が全く同じ数字だけれども、これは全く同じだから。1万1,098㎡、経営面積も1万1,098㎡。

分かりました。

ご意見、ご質問、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により原案どおり農地法利用集積計画審議（所有権移転）を決定いたします。

次に、第6号議案。

（「1ついいですか」と呼ぶ者あり）

○23番（丸山隆也君） 確認し忘れたので、お願いしたいと思いました。

○議長（佐原悦司君） どうぞ。

○23番（丸山隆也君） 23番、丸山です。

もう許可になった案件ですけれども、2ページの申請番号63で、XXXXXXXXXXという会社の内容が分かったら、教えていただきたい。というのは、自分でも自作しているのが4反歩5畝ぐらいしかなくて、1町8反全部、この餌のコーンにすることが書かれているんですけれども、そういうことで経営が成り立つかどうか、どういう内容の会社だか法人かどうか、お教えいただきたい。

以上です。

○議長（佐原悦司君） 担当地区委員の中村委員、分かりましたら説明をお願いします。あと事務局の補足説明をお願いします。

○15番（中村 正君） 15番、中村です。申請番号63のご説明いたします。

先ほどのXXXXXXXXXXという会社なんです、場所は本当に立足と松川の境の田

んぼの中に1件ぼつんとあります。ただ、内容がどういう内容なのか、ちょっと私は分からないんですが、またしっかり調べてきます。お願いいたします。

○議長（佐原悦司君） 中村委員のほうでは内容をしっかり確認できないということでございます。ほかに説明がありましたら。

齋藤委員、どうぞ。

○9番（齋藤岳雄君） 9番、齋藤です。

■さんは、豚をメインで飼っているところです。

以上です。

○議長（佐原悦司君） 事務局のほうで補足説明がございましたら、お願いします。

○事務局（森 和哉君） 齋藤委員さんがおっしゃられるとおりで、当該法人は畜産業を主体としている法人でございます。主に養豚で、周辺の農家さんと一緒に経営していらっしゃるの、刈取り等を一緒にやるということでございます。あとは、大町市に法人がありますので、大町市のほうに確認し、この法人が農地所有適格法人に該当する法人かを確認しまして、該当する法人であるとの回答もありましたし、農業委員会の事務局におきましても適格法人の報告書を見る限りでは、従事日数、事業の収益の過半数が農業収益であるということを確認しておりますので、特段、取得されても問題なく耕作されると判断しております。

以上です。

○議長（佐原悦司君） 丸山委員、そのような説明でよろしいですか。

○23番（丸山隆也君） はい。

○議長（佐原悦司君） 皆さんもよろしいでしょうか。

それでは、次に入りますが、よろしいですか。

議案第6号 農用地利用集積計画審議（利用権設定）

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第6号 農用地利用集積計画審議（利用権設定）につきまして、上程をします。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限につきまして、委員番号2番、中島委員、3番、山田委員、7番、加島委員、9番、齋藤委員、15番、堀内委員、20番、丸山委員につきましては、参考人として出席いただきますが、決定に加わることはできませんので、あらかじめご承知を願いたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 改めて配付させていただきました14ページをお願いします。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による安曇野市農用地利用集積計画の利用権設定について、安曇野市長から決定を求められていますので、ご説明いたします。

公告日は令和6年11月29日です。設定件数は総計125件、49万2,577㎡です。うち新規分は53件、19万6,654㎡です。期間別設定面積は1年から10年1か月までの期間で設定があり、

詳細は一覧のとおりです。設定筆数は総計287筆で、耕作者は50人、所有者が121人となっております。利用権設定の一覧は15ページから23ページです。24ページは中間管理事業一括方式分です。

全て改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

特に自分の担当地区のところをしっかりと見ていただきまして、名前、面積等々、間違いな
いかご確認をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいまから採決に移ります。

本案件につきまして、原案どおり賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により原案どおり農地の集積計画審議（利用権設定）を決定いたします。

○議長（佐原悦司君） 議事は終了しますが、全体を通して何かご意見、ご質問等ございましたら。

堀内委員、どうぞ。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

本定例会でも許可後の計画変更の許可申請が何件かあったんですが、ちょっと事務局で分かればというか、お願いしたいのが、例えば、当初許可の年月日を口頭で説明をいただくもの
ですから、ちょっと聞き逃したりして、どのぐらいたっているのかというのが分からな
かった部分もあったものですから、許可後で、いわゆる目的を達していないという、そういう
案件については事務局としては把握されているかどうかという、ちょっと質問で、お願い
したいと。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 事務局としましては、本来農地転用というものは確実性も審査して
おるものですから、転用許可を取ったものというものは早期事業着手しているものと考えて
おりまして、本来計画変更というものは考えるべきではないと言ったら語弊もありますけれ
ども、計画変更というものは農地法上、あり得ないということが大前提になっております。
こういった過去において許可を取ったもの、現在において許可を取ったものについては、工
事の進捗状況の報告等がありますけれども、昭和の時代ですとか平成の時代については我々

も正直、分からないところがございます。なので、相談が上がってきたところで、農地転用の許可がされているということはこちらで分かりますので、そこを判断した上で計画変更の申請を案内しているというところでございます。

以上です。

○議長（佐原悦司君） 堀内委員、どうぞ。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

ありがとうございます。渡すほうとすれば、年数がたったことによるというのは、多分許可日をもって農地から地目変更、税務上ですかね、課税上の地目を変えられて多分、固定資産がぼんと上がってくるということだと思うんですが、渡人にはあまり責任がないということなのか分からないですけれども、そうしますと、当初許可を受けた、例えば業者が何年も放置していたといった場合に、次に何かの案件の申請をした場合に、これはちょっと警戒しなければいけないとか、そういうことも出てこようかと思いますので、できればそういったチェックをしていただければというふうに思います。多分、窓口で年数の長短による何かかんとかというのは、本来文句を言うべき人じゃないので、新たな申請人ですので、どちらかといえば放置されるよりも、引き受けて別の案件で、有効利用と言ってはあれですけれども、許可を受けた農地については、ほかの目的が変わろうが、やっていただくということが多分望ましいと思いますので、それはそれでいいと思うんですけれども、もし業者のペナルティ的などところがあるとするなら、昭和はしようがないにしても、ちょっとチェックをできればというふうに、今後ともというような意味でですね、できればというふうに思いました。

それとともに、要望なんですけれども、資料の中で、例えば申請事由のところに当初許可年月日くらいが入るかどうか、もし入れていただけるのであれば、ちょっと口頭での説明なものですから、有り難いなというふうに思いまして、要望です。お願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

堀内委員から要望等々ございました。また事務局のほうでご検討をお願いします。よろしくをお願いします。

ほかに、全体通して、よろしいでしょうか。

議事が始まる前に、安曇野市の個人情報保護法令に基づきということで説明はいたしましたが、なかなかどこまでが保護条例で、どこまで話していいのか大変難しいところもありますけれども、我々は審議の中で、許可、評価というところで大変難しい問題を受けておりますので、できる範囲で細かく説明を皆さんのほうでよろしく願いをいたします。

午後 3時17分 閉会